

議案第 26 号

前橋市個人番号カード利用条例の改正について

令和 3 年 3 月 3 日提出

前橋市長 山 本 龍

前橋市個人番号カード利用条例の一部を改正する条例

前橋市個人番号カード利用条例（平成 29 年前橋市条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「受けている市民」を「受け、又は受けようとする者」に改め、「当該カードを提示して」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。